

日中国際交流協會報

協会報第 2014 - 8 号 2014 年 9 月 15 日 発行所 一般社団法人日中国際交流

編集人 長谷川 隆淑・中村 陽

8 月は中国政府高官や共産党トップ陣が夏休暇の為、北京を離れ車で 2 時間程の保養地河北省北戴河へ移動、個人やグループの別荘で緊密な交歓会を頻繁に行い、秋以降の政策や人事が大凡決められるようです。従い北京を中心とする行政関係の報道は少なく、8 月 3 日雲南省魯甸で起こったマグニチュード 6.5 の地震で死者 589 人・負傷者 2401 人など 108 万の住民が被災されたニュース以外では、農村戸籍の人々を都市社会へ迎える新戸籍制度改革・外資系企業（自動車メーカーやその主要部品メーカー・マイクロソフト社）の優位性による独占行為の処罰強化状況・日中両国の政治や外交面では相変わらずの膠着状況であるが、周辺国との積極的な外交交流が行われている実情等の 3 点を注目いただくように取り上げお伝え申します。

目次；

- * 海江田会長の寄稿文
- * 都市農村統一の新戸籍登録制度確立
- * 外資系企業に対する独占禁止行為の調査と処罰の強化
- * 通信欄（緑化植林現場訪問の報告）

海江田万里の政経ダイアリー 2014.9.22 号 スコットランドの国民投票に思う

18 日に行われたスコットランドの住民投票の結果は、遠く離れた私たちにもいくつかの問題提起をしました。

そのひとつは、国民投票という制度についてです。議会制民主主義の本家本元のイギリスでも、連邦政府からの独立の際は住民による直接投票の制度が保障されています。

投票の結果が出て、独立賛成派だったスコットランド市民がテレビのインタビューに「私たちは民主主義のルールに従って、多数派が出した結論に従う」と答えていたのが印象的であり、今回の国民投票を通じてイギリスの民主主義の成熟の度合いが世界に明らかになりました。

あわせて、わが国の国民投票の制度について考えてみました。わが国で、国民投票ができるのは、唯一、憲法改正の手続きにおいてです。いわゆる憲法 96 条の規定で、「各議院の総数の 3 分の 2 以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を得なければならない」とあります。

安倍総理は、この 96 条の「国会議員の 3 分の 2 以上の賛成」の部分単純過半数にしてはどうかという考えの持ち主です。私は、憲法は政府を縛るものという立憲主義の原則に従って、この 3 分の 2 規定を安易に変えるべきではないと考えていますが、憲法改正以外の政策判断で国民投票の制度を導入することはできないか思案しています。

例えば、原子力政策。自民党安倍政権の最近の原子力政策を見ていると、まるで 3・11 の過酷な事故はなかったかのようです。民主党は「30 年代に原発ゼロを目指す」という方針を決定していますが、政府・与党の考えはどうなのでしょう？

原発の問題についての結論を出すにあたり、国民による投票で自分の意思を示し、同時に自分の行動に対する責任も分担するという方法がとれるのではないのでしょうか。ヨーロッパの国々では EU への加入や、このようなエネルギー政策で国民投票を実施していますから、参考にできる例は多々あります。

原発事故から 3 年半が経過し、国民が冷静さを取り戻してきた分、あの過酷な事故が風化される不安も出てきました。私は、今こそ、日本のエネルギー政策、とりわけ原発政策について民投票が検討される時期ではないかと考えます。 衆議院議員 海江田万里

都市農村統一の戸籍登記制度の改革 -

1949 年の新中国建国以来、中国公民である農民が農民籍の身分に固定され、自由な居住地移動や都市での就職が制限され、一般都市住民が受ける公共サービス（都市での定住・教育・医療・病気の補助と保障、障害・老齢年金などの保険制度）が受けられず、公民でありながら身分による差別扱いが極めて不合理であり、中国社会で長らくその矛盾改善が緊急な問題となっていた。

このほど、漸く所属戸籍による差別問題の解決に向け、国務院は戸籍制度改革の意見を発表し、三つの具体的な政策と措置を打ち出した。

- 1) 戸籍移動政策を見直し、鎮町及び小都市への定住制限を解除し、中規模都市への移住定住制限を緩和し、大都市への定住条件を合理的に定め、超大都市の人口規模を抑制、等々戸籍移動に関する重点問題を有効に解決する。

2) 人口管理を刷新し、都市農村統一の戸籍登録制度を確立し、居住証制度を確立し、人口情報管理制度を整備する。

3) 農業移転人口及び其の他常住人口の合法的權益を保障し、農村財産権制度を整え、義務教育・就業サービス・基本年金・基本医療衛生・住宅保障など公共サービスのカバー範囲の拡大と財政保障を強化する。

上記の改革は、大衆の意思を尊重し人間中心主義を堅持し、夫々の地域に適した方法で個別に対応しなければならない。2020年までに小康社会を完成する国策に見合って、公民の権利を法により保障し人間中心の科学的で効率の高い秩序ある新戸籍制度を確立することで一億人前後の農業移転人口とその都市部定住を実現していくと発表している。

- 外資系企業に対する独占禁止行為の調査と処罰 -

国家工商行政管理総局は8月6日、米国マイクロソフトの基本ソフト(ウィンドウズ)と統合ビジネスソフト(オフィス)の互換性や抱き合わせ販売などについて独占禁止法違反を疑い、特別調査チームがMS中国本土の4営業所と上海・広州・成都の分社に対し抜き打ち検査を行っている。又国家発展改革委員会の李朴民報道官は独国ベンツ・アウディなど自動車メーカー大手2社についても独占行為が明確となり、近く相応の処罰を受けると述べている。

更に20日国家発展改革委員会は、価格カルテがあったとして日本の自動車部品メーカー住友電工はじめ8社に合計8億3196万元、及びベアリングメーカーの日本精工など4社へ総額4億344万元の罰金を命じている。具体的な違反として摘発された内容、8社(日立オート・デンソー・三愛工業・三菱電機・ミツバ・矢崎総業・古河電気・住友電工)が競争を避け有利な価格で自動車メーカーへ部品を納める為、複数社間で頻繁に談合し受注価格を事前に取り決め、トヨタ・本田・日産・スズキ・フォードなどの自動車メーカーとの取引を10年間も行っていった。同様、日本精工・不二越・ジェイテクト・NTNのベアリング4社も日本でアジア研究会、上海で輸出市場会議を開き、アジアと中国市場向けベアリング価格の引き上げ幅と実施時期を話し合い、実施状況につき情報交流を11年間行っていった。

中国の一連の独占禁止法執行に対し、一部メディアは「中国は独禁法を利用して外資系企業に圧力をかけている」と報じているが、企業利益を損なう被害者意識に片寄った利己的な見解である。しかし事実は異なり、此処2カ年間で中国企業の通信大手の中国聯通や中国電信がインターネット接続に関する独占行為の嫌疑で調査を受けたり、名酒の「茅台酒」や「五糧液」が独占価格の違反

で罰金 2 億数千万円をそれぞれ徴収されている。

中国の独禁法の執行は国籍で選ばれるのではなく、基準は独占があったか否かの事実のみで決められる。中国は世界第 2 の経済体となり、改革開放の決意の下で法制度も日増しに整って来ており、「外資系企業に圧力を加える」理由がない。一部海外企業やメディアが独禁の法執行が強化されている事を「外資系企業への不適切な圧力」と感じ批判しているが、外資系企業が長期間にわたり超内国民待遇制度の下、緩やかな監督管理で優遇されてきた「習慣」に慣れ親しんできた事を顧みるべきである。

近年、中国は市場の法制度整備を強化し、公平な市場競争環境作りと擁護に力を入れ、独占など違法行為に対する処罰を厳格に行い、消費者の合法的權益を保護している。実際には、独禁法違反で調査中の企業が中国国外でも処罰を受けていることが多く、昨年 3 月マイクロソフトはEUの独禁取締機関から総額 5 億 6 千万ユーロの巨額な罰金を課せられている。中国の独禁法執行が国際ルールに合わせて厳格になり、法に基づいた処理プロセスが徐々に整い、市場秩序が守られるならば、最終の受益者は中国市場で発展する内外の企業と消費者である。今回に独禁法違反の調査に対し、既に外資系企業より好ましい反応があり、7 月には高級自動車の英国ジャガーや独国アウディが値下げを宣言していたり、独国ベンツと米国クライスラーが相次いで値下げを発表している。

独占行為を速やかに是正する事は評価するが、姑息な利害計算から出た短期的な対応策で無いことを望む。中国の法律は絶えず整備され、独占禁止法執行の度合いも引き続き強化されていくし、その適用分野も絶えず拡大していく。独占が疑われる行為は直ちに調査され、違反があれば処罰を受ける。外国企業やメディアは平常心を保ち、中国の法による市場秩序の規範化を客観的に理解すべきであると論じている。

- 周辺国との活発な外交交流 -

11 日、中国の王毅外相がミャンマーの首都ネピドーでテイン・セイン大統領と会見し、両国は長期お互いに助け合い苦難を共にし、相互信頼のよい友人であり、今後も共に発展・振興の重責を担い、共通の夢と目標に向かって協力して行く「共通認識」を確認している。特にバングラデシュ～中国～インド～ミャンマーの経済回廊を築きシルクロード経済ベルトの目玉とし、二国間のハイレベルの交流を推進し、両国関係の発展を牽引して行くことが確認された。

19日、習近平国家主席は北京の人民大会堂でウズベキスタンのカリモフ大統領と会談した。両国家元首は引き続いて支持・提携等協力して、平等互惠・安危共有・ウインウインの戦略的パートナー関係を発展させて行く事を決定した。習近平主席は、今後とも両国は貿易・投資規模を拡大し、エネルギー、金融、農業、交通インフラ、中央アジア天然ガスパイプラインを建設・運営、中国～キルギス～ウズベキスタンの鉄道プロジェクト等々、積極的に推進するべきであると表明している。カリモフ大統領からは、中国は輝かしい未来があり、いかなる勢力も中国の前進の歩みを止めることは出来ない、両国が緊密なパートナーシップを発展させることは両国の人民の根本的な利益に叶い、地域の平和と発展に有益であり、中国の善隣友好・互惠協力政策に賛同・称賛する旨を表明した。

21日、習近平国家主席はモンゴルのエルベクドルジ大統領の招きでウランバートルを訪ね、同大統領と会談した他モンゴル国民会議のエンフボルト議長やアルタンホヤグ首相とも個別に会見した。両国首脳は親しく友好的な雰囲気の中で、関心を寄せる両国関係・国際・地域問題に広く意見を交換し多くのコンセンサスに達し、現在の高度な信頼関係を基礎とした戦略的パートナーシップをより一層深める共通の願いに基づき、信頼し合い責任を負う良き隣国友人としての両国関係を改めて全面的戦略パートナーシップに高めることを決定した。

26日、政治協商会議全国委主席の王家瑞党中央対外連絡部部長は、北京の人民大会堂でベトナム共産党書記長の特使レ・ホン・アイン政治局員・書記局常務と会見した。今年5月に起きた中国企業とその労働者に対する暴行事件に対し、ベトナム政府は謝罪と被害を受けた労働者への一定の補償と企業の損害に支援策を行うことが確認された。中国はベトナム側の態度表明を認めると共に関係の措置を確実に実行する事を希望した。

通信欄

平成25年度緑化交流基金助成金交付先である現地訪問の報告（B班）

訪問地：内モンゴル通遼市奈曼旗（2012年度第1期と2013年度第2期）黒竜江省チチハル市泰来県（2013年度第1期）

期間：2014年9月1日～4日

参加者：日本側、長谷川隆淑理事長、村岡竜太郎理事、浦川新会員

中国側、（中国国際交流中心）洪桂梅副主任、崔斌幹部

（通遼市奈曼旗地元）穆永春副旗長、李ヨ君全青団副秘書長 崔玉波書記。

（チチハル市泰来県地元）チチハル市共青団書記周長友氏、

- 通遼市奈曼旗 -

9月1日午後6時半、北京より空路通遼空港へ到着、一時間半のドライブで8時ごろ奈曼旗ホテルへ到着、翌2日、8:30AMホテルを車で出発し、1時間半で植林現場へ到着、13年度の事業遂行状況報告書を参考に樹種・生育状態・灌漑用井戸穴（径30mmプラスチック管×30m埋め込み）・囲いのコンクリート杭などを確認した。2時間ほどの現場検証と個々の状態と遠景の状態を写真に収め視察を終了。

同日午後、通遼市より車両で700km離れたチチハル市泰来県へ向い、途中の白城市（遼寧省）で、案内役の通遼市の関係者とチチハル市の担当者が交代し、車両も乗り換え午後8時半に泰来県太湖国際ホテルへ投宿。

3日午前、泰来県の植林現場へ出かけ、13年度事業遂行状況報告書を参考に現地の視察を行った。以前提出された現場表示地図と現地の相違があり、区域の変更及び混合林の樹種ポプラと沙棘サシ割合比率の変更が告げられた。早速変更の理由と新規区画図と樹種比率を緑化交流基金へ報告し認可を取り付けることを進言した。其の他は、概ね報告書にある状況が確認でき、現場写真を撮り持ち帰った。

4日午前、チチハル空港経由で北京に戻り、5日A班（双鴨山県・撓力河）と合流し中国国際交流中心の孫俊波主任を表敬訪問し、今回の植林現地訪問視察団の任務を終了。以上

注：黒竜江省双鴨山県・撓力河訪問の長谷川仁彦・山下貴司・呉俊3名の平成25年度緑化交流基金助成金交付先現地訪問の報告（A班）は次号に掲載申します。

- 以上 -